

平成22年12月14日 11時

照会先：保健福祉部保健予防課
健康危機管理対策室

保健福祉部子ども家庭課
保育・母子福祉担当

教育庁保健体育課
学校保健担当

担当者：室長補佐（総括）
西野 浩二

課長補佐
海老原 淳

係長
鈴木 拓夫

インフルエンザ様疾患患者の発生に伴う臨時休業措置及び社会福祉施設等における集団発生状況について（第8報）

インフルエンザ様疾患患者の発生に伴う学級閉鎖等の臨時休業措置及び社会福祉施設等における集団発生について、下記のとおり報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告受理期間

平成22年12月5日（日）～12月11日（土）

2 臨時休業措置状況（平成22年9月8日～12月11日までの累計数）

施設区分	措置数(延べ)		患者数		措置内容					
					休校・閉鎖		学年閉鎖		学級閉鎖	
	発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計
保育所	1	1	7	7	0	0	1	1	0	0
幼稚園	0	1	0	6	0	0	0	0	0	1
小学校	3	15	20	114	0	0	1	8	2	7
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	17	27	127	0	0	2	9	2	8

※本県教育委員会が定めるインフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準は、学級等の欠席率が20%に達した場合に、学校医と相談し措置を講ずることになっています。

(1) 学年閉鎖

NO	所在地	施設名	措置学年	閉鎖期間	在籍者数	患者数
1	かすみがうら市	美並小学校	6年	12/7～12/10	30人	6人
2	土浦市	高岡保育園	4歳児クラス	12/7～12/14	16人	7人

(2) 学級閉鎖

NO	所在地	施設名	措置学級	閉鎖期間	在籍者数	患者数
1	笠間市	笠間小学校	2年3組	12/7～12/8	29人	8人
2	土浦市	都和小学校	1年3組	12/7～12/9	29人	6人

3 社会福祉施設等における集団発生状況(平成22年11月29日～12月11日までの数)

施設区分	措置数(延べ)		患者数	
	発生数	累計	発生数	累計
介護老人福祉関係施設	0	0	0	0
児童関係施設	0	2	0	39
障害関係施設	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	2	0	39

※各社会福祉施設内において、最初のインフルエンザ様症状の患者発生後7日以内に、その者を含め10名以上の患者が集団発生した場合に、所管保健所に報告することになっています。

インフルエンザの予防について

ーひろげるなインフルエンザ！ ひろげよう咳エチケット！ー

◇ インフルエンザにかからない、うつさないための対策

★帰宅時の手洗い、うがい

- ・ 咽頭粘膜や手指など身体に付着したインフルエンザウイルスを取り除くために、有効な方法です。

★咳エチケット（咳やくしゃみをする時、ウイルスが2m～3m飛ぶと言われています。）

- ・ 咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
- ・ 使用後のティッシュは、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
- ・ 症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めます。

★インフルエンザの予防接種を受けましょう。

10月1日からインフルエンザの予防接種を受けることができます。インフルエンザワクチンは、罹患した場合の重症防止に有効といわれています。流行する前に予防接種を受けましょう。

★適度な湿度の保持

空気が乾燥するとどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、外出時にはマスクをしたり、室内では加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保ちましょう。

★十分な休養と栄養摂取

- ・ からだの抵抗力を高めるために十分な休養と栄養を日ごろから心がけましょう。

★人混みや繁華街への外出を控えること、外出時のマスク着用

- ・ インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を持っている人、疲労気味、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えること、外出時にはマスクを着用することも効果があります。

◇ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・ 早めに**医療機関を受診**して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、**睡眠を十分にとる**ことが大切です。
- ・ **水分を十分に補給**しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから**3～7日間はウイルスを排出する**と言われていますので、その間は外出を控えましょう。

*参考までに、学校保健安全法では、「**解熱した後2日を経過するまで**」をインフルエンザによる**出席停止期間**としています(ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません)。

- ・ 咳などの症状がある場合は、周りの方へうつさないために、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆う、あるいは**マスクを着用**しましょう。